

小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 重要事項説明書

あなたに対する施設サービス提供開始に当たり、厚生労働省令に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活支援を目的とし、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

(2) 運営の方針

ア 利用者の生活援助と処遇の向上

- ① 利用者のニーズを的確に把握し、利用者からの苦情については迅速に対応・処理できる体制づくりと、利用者本位の介護サービスの提供を心がけます。
- ② 利用者は地域の一員であるということを常に認識し、利用者、家族はもちろんのこと、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、またそれらの関係機関のほか、地域自治会及び民生委員等からも、必要な要望助言等を定期的に聞く機会を設けることで、地域に開かれたサービスの提供を行い、事業所のサービスの質の確保を図っていきます。
- ③ 食事は管理栄養士による適時適温給食と、選択食等の導入により利用者の嗜好に配慮するとともに、それぞれの病態に合った食事の提供と適切な栄養管理を行います。また、厨房については常に衛生面に注意し、食中毒等の防止に努めます。
- ④ 利用者の健康管理については、主治医との連携を密にし、疾病の予防に努めるとともに、疾病者に対する苦痛の緩和と迅速な手当てを行い、利用者と家族のつながりを重視した看護相談、援助等を実施するよう心がけます。

イ 災害・事故防止

- ① 災害の予防については、日常の火気取締りの徹底と火災発生源の根絶を期するとともに、大規模な地震による被害発生防止、または軽減を図るために定期的な非常災害訓練、防災教育を行い、随時危険箇所や非常口の点検または避難経路等の周知徹底を図り、利用者の心身状況を把握して不測の事故防止に努めます。

ウ 環境整備

各職種間の連携を密にし、施設内外の環境美化を図り、設備機器の適正な保守管理・整備・修繕を行い、利用者が生活しやすい空間づくりに心がけます。

エ 虐待の防止

利用者の尊厳ある生活の保持の為、法人の定める指針に基づき虐待の防止に努めます。

2 当施設の概要

法人・施設の名称	社会福祉法人 かたばみ会 多機能施設 かたばみ荘		
事業所の種類	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所		
代表者役職・氏名	理事長 佐藤 淳司		
管理者職・氏名	管理者 村上 意知朗		
所在地	〒998-0061 酒田市光ヶ丘2丁目3番19号		
	電話番号	0234-35-1453	FAX 番号 0234-35-1454
指定番号	小規模多機能型居宅介護・介護予防 小規模多機能型居宅介護事業所	(山形県 0690800123 号)	
定款の目的に定めた事業	1 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 2 第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業 老人短期入所事業 老人介護支援センター 小規模多機能型居宅介護事業 障害福祉サービス事業 相談支援事業		

3 当施設の職員体制

職 種	計	勤 務 体 制
管理者兼ケアワーカー	1名	常勤 A- 7:00~16:00 B- 8:30~17:30 C- 10:00~19:00 D- 13:00~22:00 E- 21:30~翌7:30
主任ケアワーカー兼介護 支援専門員	1名	
ケアワーカー兼介護支援 専門員	1名	
ケアワーカー	6名以上	
看護師	1名	
事務員	4名以上	
業務員	2名以上	

4 当施設の設備の概要

敷 地	990.83 m ²		浴室	個別浴槽 (2)	24.79 m ²
建物	構造	木造平屋建て		座位式特殊浴槽 (1)	
	延べ床面積	405.70 m ²			
定員	登録定員	29名以下	食堂・デイルーム (1室)	95.02 m ²	
	通い (1日)	18名以下			
	宿泊 (1日)	9名以下			
	訪問	随時	居室 (宿泊室 9室)	9.92 m ²	

5 サービスの内容

提供するサービスの内容は、次のとおりです。

① 通いサービス

サービス	内 容
日常生活の援助	小規模多機能型居宅介護計画に沿って、必要な介助を提供します。 着替え、食事、排泄、入浴等の介助、その他必要な身体介護、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等
健康管理	常勤看護師による日常的な健康管理を行います。
機能訓練	日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための活動並びに心身の活性化を図るための各種サービス。また、外出の機会や利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行っていきます。 主な内容 ・日常生活動作に関する訓練・体操・レクリエーション活動・趣味活動（ドライブ、買物等含む）・行事活動・地域活動への参加
送迎サービス	障害の程度や地理的条件等により送迎を必要とされる利用者については、専用の車両で送迎します。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行います。 ※ご家族の送迎や送迎時間についても相談に応じます。
入浴サービス	居宅で入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供します。 ※個別浴と座位式特殊浴槽を完備し、身体状況に合わせた入浴が可能です。
食事サービス	管理栄養士が、それぞれの病態に合った食事の提供と適切な栄養管理を行います。また、利用者の嗜好や季節の行事等にも配慮した献立を提供します。 食事時間は下記の通りとなります。 朝食 7:30～ ・ 昼食 12:00～ ・ 夕食 18:00～ ※外出等で別に希望した食事の料金は別途かかります。

② 宿泊サービス

宿 泊	利用者が可能な限り住み慣れた地域、その居宅において自立した生活が継続できるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境、そして家族の身体的及び精神的負担を踏まえ、事業所において宿泊サービスを提供します。 宿泊居室は、全室個室となっています。
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

③ 訪問サービス

訪 問	利用者の体調や生活の状況に応じて、利用者が「通い」「宿泊」で事業所に来られない時には、ご自宅へ職員が訪問し、必要なお世話を提供します。また、利用者の受診の付添いや「通い」「宿泊」の際の準備等にも必要に応じて対応します。
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

④ 共通サービス

相談・助言・代行	利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等、社会生活上の便宜について介護支援専門員が対応します。 ・日常生活動作に関する訓練の相談、助言 ・福祉用具の利用方法の相談、助言 ・住宅改修に関する情報提供 ・家族、地域との交流支援
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関に対する手続きの代行を当施設で受け付けます。(行政手続きの代行) ・その他必要な相談、助言、代行 <p>※代行手続き等に係る経費については、自己負担となります。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6 料 金

- (1) 介護給付費対象サービス料金、その他の費用については、多機能施設かたばみ荘重要事項説明書<別紙1>を参照。
- (2) 支払い方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますが、お支払い方法は、指定の口座から自動引き落としとさせていただきます。(引き落とし日は毎月26日ですので、その前日までに残高をご確認ください。)

7 相談、苦情等の窓口

電話番号	0234-35-1453	F A X	0234-35-1454
苦情処理担当者	村 上 意 知 朗		
受付時間	午前9：00～午後5：00		
その他	山形県庁 高齢者支援課		電話 023-630-2158
	山形県庄内総合支庁 地域保健福祉課		電話 0235-66-5458
	酒田市役所 高齢者支援課		電話 0234-26-5363 ※他市町村の高齢者支援課窓口
	国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理室		電話 0237-87-8006
	第三者委員 2名		

8 福祉サービス第三者評価の実施状況

第三者による評価	なし
----------	----

9 運営推進会議の設置

当施設では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況等について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、運営推進会議を設置しています。(多機能施設かたばみ荘運営推進会議要綱を参照)

10 当施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたっては、共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

- サービス利用中の飲酒については、自己管理できる方については特に制限はしていませんが、病状や主治医から禁止の指示がある場合は、その指示を守っていただきます。
- 健康増進法施行により、施設内での喫煙はお断りしています。
- 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金は、自己の責任で管理してください。一切の責任を負いかねます。
- 他利用者や職員に対しての宗教活動・政治活動・セールス行為はご遠慮願います。
- 施設内へのペットの入館はご遠慮願います。ただし、ご面会者がペット同伴の場合は、事務室にお声がけ下さい。
- 面会は、体調のすぐれない方や高熱を発している方はご遠慮ください。
- 食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。追加は可能な限り対応いたしますが、当日のキャンセルにつきましては、キャンセル料が発生する場合がございます。

1.1 非常災害対策

非常災害時の対応	別途定める「多機能施設かたばみ荘非常災害対策要領」により対応します。
防災設備	自動火災報知機
	自動火災通報設備（消防機関通報）
	誘導灯
	スプリンクラー設備
	消火器
	カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。
防災管理	別途定める「多機能施設かたばみ荘非常災害対策要領」により、災害訓練を利用者参加の上実施します。

1.2 個人情報の利用目的

多機能施設かたばみ荘では、利用者の尊厳を守り、安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、以下のとおり利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

I 施設内での利用
1. 当施設が利用者等に提供する介護サービス
2. 介護保険事務
3. 法人内監査等で提出を求められた情報
4. 介護サービスの利用者に係る管理運営業務
①利用者登録等の管理
②当該利用者の代理で行われる処理、業務
③会計、経理
④事故等の報告
⑤当該利用者の介護、医療サービスの向上
II 施設外への情報提供を伴う利用
1. 当施設が利用者等に提供する介護サービス
①利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携
②利用者に施設サービスを提供する他の施設サービス事業者との連携（事前情報提供・面接等）
③業務委託（給食・清掃等）先との適切なサービス及び会計のための連携、照会への回答
④家族等への心身の状況説明及び問い合わせへの回答
2. 要介護認定等に係る調査等
3. 医療機関及び保健所等との連携、報告、照会及び問い合わせへの回答
4. 県及び市町村等との連携、報告、照会及び問い合わせへの回答
5. 県が実施する指導監督、介護サービス情報の公表制度に係る調査機関への提出及び問い合わせへの回答
6. 介護保険事務
①審査支払機関へのレセプトの提出

②審査支払機関または保険者からの照会への回答
7. 利用者が使用する介護用品等に係る当該業者との連絡、連携及び照会への回答
8. 利用者等から依頼された（必要と判断された）物品等の購入に際しての会計等及び照会への回答
9. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等
Ⅲ 上記以外の利用
1. 当施設の管理運営業務
①介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料
②広報誌の掲載等
③施設内外行事等や活動記録写真等の掲示
④当施設において行われる事例研究等
⑤施設訪問、施設見学、ボランティア団体活動への協力
⑥施設での介護サービス実習への協力

1 3 協力医療機関

日本海総合病院	酒田市あきほ町 30 番地	26-2001
本間病院	酒田市中町 3 丁目 5-23	22-2556
小松歯科診療所	酒田市栄町 2-5	26-2340
酒井醫院	酒田市相生町 2-5-40	24-3135

①小規模多機能型居宅介護費（1ヶ月定額）

要介護（支援）度	基準額（1割相当額）
要支援1（介護予防）	3,450円
要支援2（介護予防）	6,972円
要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円

②加算（①を利用のとき）

項目	基準額（1割相当額）
中山間地域等における小規模事業所加算	①の加算に10.0%を乗じた額（1月）
初期加算（個別）	30円（1日）
看護職員配置加算（Ⅰ）（体制） （介護予防を除く）	900円（1月）
認知症加算（Ⅱ）（個別）	890円（1月）
認知症加算（Ⅳ）（個別） （介護予防を除く）	460円（1月）
若年性認知症利用者受入加算	800円（1月） 介護予防450円（1月）
口腔・栄養スクリーニング加算	200円（1回） *初回と6月に1回を限度とする。
科学的介護推進体制加算	40円（1月）
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円（1日）*医師の診断により7日間を限度
サービス提供体制加算（Ⅰ）（体制）	750円（1月）（支給限度額管理の対象外）
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）（体制）	1200円（1月） （支給限度額管理の対象外）
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10円（1月）

③処遇改善加算（①を利用のとき）

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	①と②加算の総額に14.9%を乗じた額（1月） （支給限度額管理の対象外）
----------------	------------------------------------------

④短期利用居宅介護費（1日あたり）

要介護（支援）度	基準額（1割相当額）
要支援1（介護予防）	424円
要支援2（介護予防）	531円
要介護1	572円
要介護2	640円
要介護3	709円
要介護4	777円
要介護5	843円

⑤加算（④を利用のとき）

項 目	基 準 額（1割相当額）
中山間地域等における小規模事業所加算	④の加算に10.0%を乗じた額（1月）
サービス提供体制加算（Ⅰ）（体制）	25円（1日）（支給限度額管理の対象外）
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10円（1月）

⑥処遇改善加算（④を利用のとき）

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	④と⑤加算の総額に14.9%を乗じた額 （支給限度額管理の対象外）
----------------	--------------------------------------

注）利用料金は負担割合に応じた金額となります。

○食事費・宿泊費・その他の費用（実費負担）

食事費	（朝食）450円 （昼食）600円 （夕食）550円
宿泊費	（1泊）1,200円
その他の費用	医療費、おむつ代、持込電気代（1コンセントに付1日10円） 趣味活動費、外出時の飲食・買物、洗濯代、理美容代等 ※上記の経費については、施設立替も可能です。